

# 災害などに対する備えを

これからの時季は、天候が急変することがあります。豪雨や土砂災害、雷といった災害に備えるため、ここでは日頃からできる防災を紹介します。

問い合わせは  
危機管理室 ☎ 027-898-5935



## 集中豪雨・水害

局地的な大雨や集中豪雨は、短時間で河川の急激な増水を引き起こすことがあります。テレビやラジオ、携帯電話などで最新の気象情報の確認を。外出中は河川や池から離れ、安全な場所に避難してください。浸水したときや水害対策には「土のう」が効果的です。市内の各市民サービスセンターなどに、いつでも土のうが入手できる「緊急用土のうステーション」を設置。設置場所は、本市ホームページで確認できます。



## 雷

雷は落雷場所の予測ができません。屋外にいるときに雷が鳴ったら、すぐに屋内に避難を。背の高い樹木や電柱は落雷の恐れがあるので危険です。屋内にいても、感電することがあります。雷が鳴ったら、電気機器をコンセントから外し、近付かないでください。ハイキング・登山・海水浴・釣りなどのときは、落雷の危険を避けるのが困難。雷注意報が出ているときは、外に出かけないようにしましょう。



## 土砂災害

土砂災害の多くは雨が原因で起こります。1時間に20mm以上、または降り始めから100mm以上の降雨量になったら、十分な注意が必要です。土砂災害から身を守るには、自分の家が土砂災害危険箇所かどうかを本市や県のホームページなどであらかじめ調べ、避難のタイミングや場所、経路などを検討しておくことも大切です。次のとおり、少しでもいつもと違う様子を感じたら、すぐに安全な場所に避難しましょう。  
①山鳴りがする②地面にひびが入る③川や井戸の水が濁る④山から小石が落ちてくる⑤山や崖から水が流れ出た。  
土砂災害は雨がやんだ後も発生する可能性があります。雨の量に関わらず、注意が必要です。



## 非常持ち出し品 (必需品)

災害時には、水道やガス、電気、電話などのライフラインが途絶えることもあります。数日は自力でしのげる備えが必要です。万一のときに備え、家庭では次のようなものをそろえ、定期的確認しましょう。  
①携帯ラジオ（予備電池）②照明器具（懐中電灯と予備電池、ろうそく）③衣料（上着、下着、タオルなど）④非常用食料（3日以上。水は一人1日3ℓが目安）⑤救急用品、常備薬（ばんそうこう、ガーゼ、包帯、体温計、消毒薬、マスクなど）⑥貴重品（預貯金通帳、印鑑、健康保険証、免許証、現金）⑦生活用品（ライターやマッチ、軍手、紙皿、紙コップ、ラップ、ナイフ、缶切り、スプーン、ティッシュなど）。

# 県の優良県産品を募集します

問い合わせは 県観光物産課 ☎ 027-226-3382

「群馬県優良県産品」を募集。優良な県産品として推奨し、全国へ紹介します。推奨品には「群馬県優良推奨品シール」を貼付し、PRすることができます。審査基準など詳しくは問い合わせください。なお、推奨決定を既に受けている商品も再申請する必要があります。推奨期間＝来年4月～平成28年3月  
対象＝県内に事業の本拠を持つ製造者が生産した

か主に加工した加工食品や民・工芸品などで、一般に販売される物  
申請書の配布場所＝県庁観光物産課で。県ホームページからダウンロードもできます  
申し込み＝7月1日(月)～31日(水)に申請書に記入し、〒371-0023本町二丁目12-1・前橋プラザ元気21内観光課(☎027-210-2189)へ郵送か直接

# 開かれた市政のために

# 情報公開制度と個人情報保護制度



本市には、開かれた市政を実現するための情報公開制度と個人の権利利益を守るための個人情報保護制度があります。ここではその概要についてお知らせします。

問い合わせは	情報公開制度については
	行政管理課 ☎027-898-9533
	個人情報保護制度については
	情報政策課 ☎027-898-5880
	情報公開・個人情報開示請求については
	情報公開コーナー ☎027-898-6244

## ■情報公開制度

市が保有する情報は、ホームページや市役所情報提供コーナーで提供しているほか、情報公開請求に応じて公開します。公開対象の情報は、本市が行う事業全般ですが、印鑑の印影や個人の氏名・住所・電話番号などは非公開になります。

## ■個人情報保護制度

個人情報保護の取り扱いに必要なルールで、この制度の中では自分の情報を確認したり、正しく改めたりする権利を保障しています。個人情報の開

## ■情報公開・提供コーナー

示請求ができるのは本人と法定代理人などです。  
■**プライバシーに配慮を**  
情報化社会といわれる現在、インターネットなどは生活に豊かさや利便性をもたらしました。その反面、日常生活の中には個人情報があふれ、プライバシーなどが侵害される恐れが大きくなっています。そのため、日頃から個人情報の重要性を認識し、適切に取り扱うことが大切です。他人の権利利益を侵害することのないようにしましょう。

示請求ができるのは本人と法定代理人などです。  
■**プライバシーに配慮を**  
情報化社会といわれる現在、インターネットなどは生活に豊かさや利便性をもたらしました。その反面、日常生活の中には個人情報があふれ、プライバシーなどが侵害される恐れが大きくなっています。そのため、日頃から個人情報の重要性を認識し、適切に取り扱うことが大切です。他人の権利利益を侵害することのないようにしましょう。

## ■情報公開の相談や行政情報の公開請求、個人情報の開示

請求は、市役所情報公開コーナーで受け付けています。なお、情報公開の請求だけは郵送や電子申請、☒(gyokan@city.maebashi.gunma.jp)、ファクス(027-224-3003)でも受け付けています。また、大胡・宮城・粕川・富士見支所にも情報提供コーナーを設置。市刊行物を閲覧できます。必要な人は、コピー機(1面10円)も利用

請求は、市役所情報公開コーナーで受け付けています。なお、情報公開の請求だけは郵送や電子申請、☒(gyokan@city.maebashi.gunma.jp)、ファクス(027-224-3003)でも受け付けています。また、大胡・宮城・粕川・富士見支所にも情報提供コーナーを設置。市刊行物を閲覧できます。必要な人は、コピー機(1面10円)も利用

# まちの安全ひろメールが新しく

問い合わせは 危機管理室 ☎ 027-898-5935



「まちの安全ひろメール」は、事前に登録した市民に対し、防犯・防災などの情報をメール配信するサービスです。登録は無料ですが、受信にはパケット通信料がかかります。

## ■登録はインターネットで

インターネット接続が可能な携帯電話やパソコンから、次のとおり登録してください。

- ☒touroku.maebashi-city@raidan.ktaiwork.jpへ空メールを送信してください。右上図の二次元コードを使うと便利です。件名や本文は空白でかまいません。メール受信拒否設定をしている人は、city.maebashi.gunma.jpドメインからのメールを受信できるようにしてください

- ②「仮登録受付完了」メールが届きます。メールを開き、記載された本登録用のURLから登録画面に接続します
- ③登録画面で必要な配信情報を選択。本登録を行ってください
- ④「本登録完了」メールが届き、登録完了です

## ■6月から次の機能が拡充

- ①「防犯情報」「防災情報」「気象情報」「市政情報等」から欲しい情報が選択可能に
- ②気象警報などを自動配信
- ③防犯情報の地区選択が可能に
- ④メール配信速度の高速化